良県地域防災活動推進条例

目次

前文

第一章 総則 (第一条

第二章 災害予防対策

第一節 県民による防災活動 (第八条 第十三条)

第二節 自主防災組織による防災活動 (第十四条 第十

第三節 事業者による防災活動 (第十九条 ―第二十 - 条)

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策 (第二十二条—

災害応急対策

第一節 県民による防災活動 (第三十三条・第三十四条)

第二節 自主防災組織による防災活動 (第三十五条)

第三節 事業者による防災活動 (第三十六条)

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的 施策 (第三十七条 三十九

第四 童 復旧及び復興対策 (第四十条)

第五章 防災の日及び防災週間 (第四十

奈良県は、 温暖な内陸性気候であ り、 災害が比較的少ない地域だと言われてきた。

けでなく、 など本県に甚大な被害をもたらし、 な土砂災害が集中発生し、貴重な財産が失われるのみならず、 近年は、 かし、 地球温暖化の影響もあり、 平成二十三年九月の紀伊半島大水害は、 改めて災害の脅威を認識させら 全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだ 近年類を見ない大雨により、 尊い れたところであ 人命までが奪われる 大規模

震は、 きな被害をもたらす可能性があるとされてい 一方、 全国の広 近い将来高い \overline{V} 範囲に甚大な被害をもたらすと想定され 確率で発生すると予測されている南海トラフを震源とする巨大地 . る。 てい るが、 本県におい ても大

台風の大型化も懸念されている。

さらに、 このように、 県内に 本県におい には多数の ては、 活断層が存在 今後ますます災害に対する備え ており、 直下型地震 の発生も危惧 \mathcal{O} 必要性が高ま られ 0 7 7 11

る状況にある。

避難 もとよ 0 徹底等を図ることにより、 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であ 被害を減らすことは 可能で るが、 ある。 災害に対す る日 頃 $\hat{\mathcal{O}}$ 備え

自らの 及び公助が 防災関係機関が県民の生命、 より救助された事実に鑑みても、 震災など過去 機関と連携して防災対策を進めてきた。 確保する共 県では、 身は 災害の が助の 一体となり、 自ら守る自助の の大規模災害において、 取組に努めることが必要かつ不可欠である。 発生に備えて、 相互に連携して、 取組を実践 身体及び財産を保護する公助によるだけではなく、 奈良県地域防災計画等 より 多く Ĺ 一層被害を減少させるためには 地域におい か 防災対策に取り組 \mathcal{O} 人々が自力によ しながら、 て互い に基づ 平成七年に発生 そして、 ŋ に助け合っ むことが重要である。 き、 又は家族や地域住民に 市 これら自助、 町 て地域の安全を 県、 村 た阪神 及 市町 び 防 県民が 村及び 淡 災 共助

災害に強い 進することにより、 ここに、 地域社会を実現するため、 私たちは、 地域における防災力の向上を図り、 県民、 自主防災組織及び事業者による地域にお この条例を制定する。 県民が 安全に安心 ける防災活動を推 て暮らせる

第一章 総則

目的

を推 一条 安全に安心 びに県の 本理念を定め、 もつ 進する施策の基本的な事項を定めることにより、 て奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まっ \mathcal{O} 責務を明らかにするとともに、 条例 して暮らせる災害に強い 県民、 は、 県民の生命、 自主防災組織及び事業者 身体及 地域社会の実現に寄与することを目的とする。 県民等 び 財産を保護するため、 による地域におけ 以下 地域におけ 「県民等」 という。 る防災力 る防災活 防災対策に て、 \mathcal{O} 動 関 及びこれ 向上を図 \mathcal{O} 役 割並 が

(定義)

による。 \mathcal{O} 条例におい て、 次の各号に掲げる用語 \mathcal{O} 意義は、 当該各号に定めるところ

- 災害 然現象により 暴風、 生ずる被害をいう。 竜巻、 豪雨、 洪 水、 崖崩 n 土石流、 地震、 地滑 1) そ \mathcal{O} の異常な
- に災害 防災 か 災害を未然に防止 5 $\bar{\mathcal{O}}$ 復旧 及び 復興を Ļ 災害が 図る ことをい 発生した場合に う。 お け る被害 \mathcal{O} 拡大を防ぎ、 並
- 二 防災対策 防災のために行う対策をいう

- 兀 自 主防災組 織 住民 の隣保協同 \mathcal{O} 精神に基づく自発的 な防災組織 をい
- 五. とい 公共機関、 防 災関係機関 公共的団体及び防災上重要な施設 第二条第五号に規定する指定公共機関、 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号。 \mathcal{O} 管理者をい 同条第六号 う。 に規定する指定地方 以下 法
- 六 いう。 事業者 市町 村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並 び に 個
- 七 は発生するおそれ つ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。 災害時要援護者 が 高齢者、 ある場合に自ら避難することが困難な者であ 障害者、 乳幼児、 妊産婦等 のうち、 災害が 0 て、 その 発 生 円滑 又 カン
- 九 指定避難所 指定緊急避難場所 法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をい 法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難 **、**う。 所 を 11
- 避難所等の情報を地図に表したものをいう。 ハザー ドマ ツ プ 災害を予測し、 被害の範囲及び程度、 指定緊急避難場 所 指 定
- + 避難準備情報 法第五十六条第一項後段に規定する通 知又は警告を 1
- + 避難勧告 法第六十条第一項に規定する避難 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 立退きの 勧告を (V . う。
- 避難指示 法第六十条第 ___ 項に規定する避難 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 立退き \mathcal{O} 指 示 を 11 う。

(基本理念)

- に助け るため、 災関係機関 れなければならない 合 防災対策 0 県民が自ら が て地域の 県民の生命、 は、 安全を確保する共助の \bar{O} 人命を守ることを最も優先するととも 身は自ら守る自助を実践 身体及び財産を保護する公助を行うことを基本として実施 取組に努めるとともに、 した上で、 県民等が地域 に、 被害を最 県、 にお 市 小 限 町村及び防 V にとどめ て 互 11
- 2 たすとともに、 の多様な視点に 防災対 策は、 立ち、 相互に 県民、 自主防 連携を図りながら協力して実施されなけれ 災害時要援護者 災組 織、 事業者、 への支援等に配慮し 県及 び 市 町 つつ、 村 が、 それぞれ ばならな 男女双方、 \mathcal{O} 11 役割を果 旅行 者等

(県民の役割)

- 第四条 常に災害に対す 県民は、 る危機意識を持 前条に規定する基本理念 0 て、 自ら (以 下 防災活動を行うよう努め 「基本理念」 とい . う。 る ŧ に \mathcal{O} とす \mathcal{O} 0 とり、
- 2 県民 団そ は、 $\tilde{\mathcal{O}}$ 基本 他防災対策を実施する団体が行う地域に 年理念に \mathcal{O} 0 とり、 相互に連携するととも お け に、 る防災活 自主防災 動 に 積極的 組 に参加す

るよう努めるものとする。

3 8 るもの 県民は、 とする。 基本理念にの つとり、 県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努

(自主防災組織の役割)

第五条 2 対策を行う団体と協力し 自主防災組織は、 自主防災組織は、 基本理念にのっとり、 て、 基本理念にの 地域における防災活動を実施するよう努めるも つとり、 県及び市町村が実施する防災対策に協力す 地域住民、 事業者、 消 防 団そ \mathcal{O} のとする。 他防災

(事業者の役割)

るよう努めるものとする。

第六条 整備する等自ら防災活動を実施するよう努めるものとする。 従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、 事業者は、 基本理念にのっとり、 災害が発生した場合に、 事業を継続することができる体制を 事業所に来所する者、

2 県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるも 事業者は、 基本理念にのっとり、 地域住民、 自主防災組織等が行う防災活動並 のとする。 び に

(県の責務)

第七条 等による地域における防災活動 災関係機関等と協力し 県は、 基本理念にのっ て防災に関する計 とり、 \mathcal{O} 推進を図るも 公助 $\widehat{\mathcal{O}}$ 画を作成し 担い手とし のとする。 で国、 及び 実施するとともに、 他 \mathcal{O} 都道府県、 市町 県民

第二章 災害予防対策

第一節 県民による防災活動

、防災知識の習得等)

技能を習得するよう努めるものとする。 び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加すること等により防災に関する知識及び 県民は、 常に災害に対する備えを心 がけるとともに、 自主防災組織、 市 町 村及

(地域の災害危険箇所等の把握等)

第九条 2 並 県民は、 のある場所 びに家族との 県民は、 あら 以下 かじ 連絡方法を確認 自らが生活する地域における災害発生の危険性及び災害が発生する危 め災害の 「災害危険箇所等」 種類に応じた指定緊急避難場所、 ておくよう努めるものとする。 という。 を把握するよう努め 避難経路及び るも 避難方法 のとする。

(災害から得られた教訓の伝承等)

第十条 承し、 県民は 防災活動に活かすよう努めるものとする。 地域における過去の災害から得られた教訓を積極的に収集し、 及び伝

(自主防災組織への参加等)

第十一条 う努めるものとする。 県民は、 自主防災組織を結成するとともに、 その活 動に積極的に参加するよ

(建築物の安全性の確保)

- 第十二条 を行うよう努めるものとする。 え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。 全性を評価することをいう。 づき耐震改修 県民は、 (地震に対する安全性の向上を目的として、 自らが所有する建築物に 以下同じ。 っい を行うよう努めるとともに、 て、 必要な耐震診断 増築、 以下同じ。 改築、 (地震に対する安 修繕、 等適切な措置 その結果に基 模様替
- 2 て、 策を行うよう努めるものとする。 県民は、 家具の 自らが所有し、 転倒若し くは落下又は窓ガラス 又は管理する建築物に の飛散による被害を生じさせない 0 いて、 地震が発生した場合に ため お \mathcal{O} 対 11

(物資の備蓄等)

- を準備するよう努めるものとする。 となる生活物資を備蓄するよう努めるとともに、 県民は、 災害が発生した場合に備えて、 食料、 災害に関する情報を収 飲料 水、 医薬品 集できる そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要
- 2 速に持ち出 県民は、 前項の すことができるよう努めるものとする。 規定により備蓄すべき物資等 のうち特に必要なも のを避難 \mathcal{O} 際 に 迅
- 3 材を整備するよう努めるものとする。 県民は 災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、 消火器その 他 \mathcal{O} 資機

第二節 自主防災組織による防災活動

(防災知識の普及)

第十四条 災害が発生した場合に取るべき行動等防災に関する知識 自主防災組織は、 地域における防災意識 \mathcal{O} 高揚を図るため、 の普及に努めるものとする。 地域住民に対し

(地域の災害危険箇所等の確認)

第十五条 $\bar{\phi}$ 種 関 す 類ごとの る情報 自主防災組 の活 指定緊急避難場所 開に 織は、 ょ り、 ハザー 地域に F 7 避難経路及び避難方法をあら おけ ップ等国、 る災害危険箇所等 県、 市 町村等が提供 を確認す かじ め把握するよう るとともに、 す る災害及び 防

努めるものとする。

- 2 う上で必要な情報を掲載した地図を作成 自主防災 **火組織は、** 前項の規定により把握した情報その 地域住民 \sim 他地 \mathcal{O} 周 域に 知 に努め おけ るも る防災活動を行 のとする。
- (防災訓練の実施)
- 第十六条 する。 域住民の 自主防災組織は、 避難が円滑に行われるよう、 災害が発生 Ļ 避難に関する訓練を実施するよう努めるも 又は発生するおそ ħ が あ る場合に お け る地 のと
- 2 の積極的な参加を求めるよう努めるものとする。 自主防災組織は、 前項 \hat{O} 訓練を実施するに当たっ ては、 地域住民に対して、 訓 練 \sim

(物資の備蓄等)

第十七条 に必要な物資及び資機材の 自主防災組織は、 備蓄、 初期消火、 整備及び点検の実施に努めるも 負傷者等 \mathcal{O} 救出及び救護その他の災害応急対策 のとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備

第十八条 及び 害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、 自主防災組 目的外利用を防 地域に 自主防災組織は、 織は、 おける災害時要援護者に関する情報を把握するよう努め 前項の 正し、 当該情報を適正に管理するものとする。 規定により把握した災害時要援護者に関す 災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合におけ あら かじめ、 市 町村、 うる情報 るも 関係機関等と \mathcal{O} のとする。 漏えい る災

第三節 事業者による防災活動

(事業所に来所する者等の安全確保等)

- 第十九条 任者、 来所する者、 に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。 災害発生時に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、 事業者は、 従業員及び地域住民の安全を確保するため、 災害が発生し、 又は発生するおそれが あらかじめ、 ある場合に備え、 従業員に対して防災 防災対策の責 事業所に
- 2 え、 員の行動等の方針 事業者は、 必要な食料、 災害による公共交通機関の停止等により従業員が帰宅できな の策定に努めるも 飲料水等の物資の備蓄を行うとともに、 のとする。 その場合における当該従業 V 場合に

(事業の用に供する建築物の安全性の確保)

第二十条 るとともに、 事業者は、 その結果に基づき耐震改修等適切な措置を行うよう努め 事業の 用に供する建築物に 0 VI て、 必要な耐震診断 るも を行うよう のとする。

2 す るため 事業者は、 \mathcal{O} 対策を行うよう努めるも 地震が 発生した場合に備え、 のとする。 設備 \mathcal{O} 転倒及び落下、 備品 の散乱等を防 正

(事業継続計画の策定)

第二十一条 の計画を策定し、 事業者は、 及び当該計画を実施するため あらか じ め、 災害が 発生した場合における事業を継 の体制 の整備に努めるものとする 続するため

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策

(防災知識の普及等)

普及及び防災意識の高揚を図るものとする。 できるよう、 県は、 市町村、 県民等が災害に備え、 自主防災組織、 防災関係機関等と連携し、 家庭及び地域に おい て適切な防災活動を実施 防災に関する知識 \mathcal{O}

(防災教育の充実)

第二十三条 する。 が発生し、 所において、 及び児童福祉法 の適切な行動ができるよう、 県は、 又は災害が発生するおそれがある場合におい 幼児、 (昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育 学校教育法 児童、 生徒及び学生が防災に対する理解を深めるとともに、 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校 市町 ,村と連携 防災に関する教育を推進するも て、 自ら の安全を確保す 災害 のと るた

(防災訓練等の実施)

第二十四条 県は、 国 市町 防災関係機関等と連携 防災に関する訓 練及 び

を実施するものとする

(自主防災組織への支援)

第二十五条 し、自主防 県は、 災組織の結成及び活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。 地域における防災活動 \mathcal{O} 効果的な実施に資するため、 市 町 村と連携

(公共施設の整備等)

第二十六条 道路、 に、 に、 災害が 計 画的 公園、 発生した場合において県民の避難が円滑に行わ 県は、自らが所有する建築物に な整備を図るものとする。 河川、 砂防施設等につい て、 うい 防災上の て、 親点 計画的 カ 5 れるよう、 な耐震化を推進するととも 維持管理を行うととも 自らが管理する

(物資の備蓄等)

第二十七条 県は、 市 町村と連携 Ĺ 災害が発生した場合に備えて、 災害応急対策に必

要な物資及び資機材を備蓄するものとする。

(事業者との協定の締結等)

第二十八条 るよう、 連絡体制を確認する等災害応急対策の体制を整備するものとする。 あ 県は、 らか じめ事業者と 災害が発生した場合に事業者 \mathcal{O} 間で協定を締結するととも の協力を得て災害応急対策 に、 当該事業者と定期的に 穴が実施 でき

(防災情報の提供体制の整備)

第二十九条 とする。 難その して、 要な情報を県民に提供できるよう、 災害が発生し、 他の災害に関する情報の収集及び伝達が速やかに行われる体制を整備するもの 県は、 災害が発生し、 又は災害が発生するおそれがある場合における気象、 又は発生するおそれ あらかじめ、 国 市町 がある場合において、 村及 び防災関係機関と連携 被害、 避難に 避 . 必

(避難計画の作成等に関する支援)

第三十条 て、 市町村が行う避難計 必要な支援を行うものとする。 県は、 県民の適切な避難行動及び指定避難所 画の 作成、 指定避難所の運営に関す \mathcal{O} 円滑 Ź 7 な運営が確保されるよう 二 ユ ア ル \mathcal{O} 作 -成等に 0 11

(災害時要援護者の避難計画の作成に関する支援)

第三十一条 護者の て、 避難 必要な支援を行うもの 県は、 が円滑に行われるよう市町 災害が発生し とする。 又は発生するおそれがある場合にお 村が行う災害時要援護者の 避難計 11 画 て災害時 \mathcal{O} - 成につ 要援

(避難勧告等に関する支援)

第三十二条 策定につい 県は、 て、 情報の提供を行う等必要な支援を行うものとする。 市町村による避難準 -備情 報、 避難勧告及び避難指示に関する基準の

第三章 災害応急対策

第一節 県民による防災活動

(避難の実施)

第三十三条 害に関する情報 による避難準備情報、 よう努めるもの 県民は、 とする。 の収集に努め、 災害が発生し、 避難勧告又は避難指示に対 必要と判断 又は発生するおそれがある場合におい したときは自主的 速や かにこれに応じて行 に避難するほ か、 て、 1動する 当該災 市 町村

2 県民 は 避難経路の安全が十分に確認できない 場合は、 むやみに指定緊急避難場所

3 防災組 ŧ に 県民は、 移動 がせず、 避難 織が行う指定避難所の 勧告又は 指定避難所に 必要に応じて建物内 避難指示が 滞在するに当たっ 運営に協力するよう努めるものとする。 解除されるまで の安全な場所等 ては、 \mathcal{O} 間、 互い に避難するよう努め 避難 に協力し を継続 て共同 市 生活を営 るも 町 $\tilde{\mathcal{O}}$ 村及び自主 とする。 む

(救出及び救護への協力)

第三十四条 ものとする。 可能な範囲で負傷者等の救出及び救護、 県民は、 災害が発生した場合におい て、 初期消火活動等に協力するよう努める 自ら の安全を確保す るよう努め た

第二節 自主防災組織による防災活動

第三十五条 する。 域において、 初期消火活動、 自主防災組織は、 地域住民の安否等に関する情報 避難誘導、 災害が発生し、 指定避難所 の運営等を積極的に行うよう努めるも の収集及び提供、 又は発生するおそ 負傷者等の救出及び救 れがある場合に は のと 地

第三節 事業者による防災活動

第三十六条 所に 期消火活動、 組織と連携して、 来所する者、 事業者は、 避難誘導等を積極的に行うよう努め 従業員及び 災害が 災害に関する情報 発生し、 地域住民 \mathcal{O} 又は発生するおそれ 安全を確保するとともに、 \mathcal{O} 収集及 び提供、 るものとする。 負傷者等 が あ る場合に 地域住民 \mathcal{O} 救 出及 お 11 び救 及び自主 て、 事業

第四節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策

(災害応急対策の実施)

第三十七条 やかに 関と連携して、 自らの安全を確保し、 確立し、 県は、 避難、 当該災害応急対策を的確に実施するものとする。 災害が発生し、 救助、 円滑に避難することができるよう、 医療等の災害応急対策を実施するため 又は 発生するおそ れが あ 国 る場合に 市町 お に必要な体制を速 村及び防 1 て、 県 災関係機 民

(災害情報の提供)

第三十八条 難が 報の て 治円滑に 収集、 県は、 関す 共有及び伝達を行うために必要な体 行われるよう、 る情報を迅速か 災害が発生し、 国 市町村及び防災関係機関と連携し つ的確に提供 又は発生するおそれが いするも 制 を確立するとともに、 \mathcal{O} とする。 ある場合にお て、 いて、 災害に関する情 県民等に対 県民 \mathcal{O} 避

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十九 活動を効果的に支援することが て、 防災に 条 県は、 関する情報の 災害が 発生した場合にお 提供その できるよう、 他 \mathcal{O} 必要な支援を行うも V て、 市町 村、 ボランティ 事業者、 \mathcal{O} ア とする。 が、 防災関係 地域に 機関等と お け る防災

第四章 復旧及び復興対策

第四十条 業者及び防災関係機関等と協力して、 ものとする。 県民は、 災害が発生した場合にお 自らの生活の再建及び地域社会の再生に努める 11 て、 国 県、 市 町 自 主防 災 組 事

- 2 実施に協力するよう努める 自主防災組織は、 災害が 発生した場合におい ものとする。 て、 地域に お け る復旧 及 T 復 興対 策 \mathcal{O}
- 3 再 0 開により 復興に貢献するよう努めるものとする。 事業者は、 雇用の場の確保に努めるとともに、 災害が発生した場合において、 事業 国 \mathcal{O} 継続 県、 又は 市 町 中断 村等と連携 L た事業の 速や 地域経済 か な
- 4 災害か に お 県は、 į١ て、 5 災害が \mathcal{O} 県は、 復旧及び復興に関する計画を策定 発生した場合にお 県民及び 事業者の いて、 参画を図るも 国 市 町村、 及び実施するも のとする。 防災関係機関等と協力 のとする。 7 \mathcal{O} 場合 当該

第五章 防災の日及び防災週間

第四 層 \mathcal{O} · 一 条 推進を図るため、 県民等 \mathcal{O} 防災に 次に掲げる防災 関す っる理解 \mathcal{O} を深めるとともに、 日及び防災週間を設ける。 地域に おけ 災活 動 \mathcal{O}

- 一 奈良県地震防災の日 七月九日
- 奈良県地震防 災週 間 前号に掲げ る日を含 む 知 事 が 定め
- 三 奈良県水害防災の日 八月一日から八月三日まで
- 兀 奈良県水害防災週 間 前号に掲げ る日を含 む 知事 が 定め 期
- 五 奈良県土砂災害防災の日 九月三日及び九月四日
- 六 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む 知 が 定め

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。